

教保体第93号
令和6年4月10日

各市町村教育委員会学校安全主管課長 }
各教育事務所（支所）長 } 様

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長

通学路における交通安全の確保の徹底について（通知）

日頃、児童生徒の安全管理に御尽力をいただき感謝申し上げます。

標記の件につきまして、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から事務連絡がありました。

別表で示された対策箇所数は、令和5年12月末時点での取組状況についてまとめられたものです。埼玉県につきましては、約88%が対策済みとなっており、令和6年3月末までに、全ての対策箇所に対策完了あるいは着工済みとの連絡を受けております。

市町村教育委員会におかれましては、引き続き、関係機関と連携していただき、児童生徒の登下校中の安全確保の取組を推進するようお願いいたします。

また、所管する各学校等に周知くださるようお願いいたします。

健康教育・学校安全担当	山田 朗
電 話	048-830-6964
FAX	048-830-4971
E-Mail	a6960-01@pref.saitama.lg.jp



事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 5 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課 御中
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局
男女共同参画共生社会学習・安全課

通学路における交通安全の確保の徹底について

標記については、これまでも格段の御尽力を頂いているところですが、令和 3 年 6 月、千葉県八街市において下校中の児童の列にトラックが衝突し、5 名が死傷する痛ましい事故が発生するなど、登下校中の児童生徒等が被害に遭う交通事故が依然として発生している状況です。

千葉県八街市の事故を受け、「通学路における合同点検の実施について（依頼）」（令和 3 年 7 月 9 日付け 3 教参学第 8 号）に基づき、関係機関の連携による通学路の合同点検やその対策を講じていただき、令和 6 年 1 月 10 日付け「『通学路における合同点検』に関する令和 5 年 12 月末時点及び令和 6 年 3 月末時点の実施状況の報告について（依頼）」に基づき対策の実施状況について報告していただいたところですが、この度、令和 5 年 12 月末現在の通学路における交通安全の確保に向けた取組状況について、別紙のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

今回の取りまとめの結果、令和 6 年能登半島地震の甚大な影響を受けた石川県、富山県及び新潟県を除き、全体で 72,568 か所の対策必要箇所のうち 66,203 か所について対策が講じられ、教育委員会・学校の対策必要箇所については、39,398 か所のうち、39,100 か所について対策が講じられました。

令和 5 年度末における実施状況については集計中ですが、今後、暫定的な安全対策を講じた箇所においても最善の対応が取れるよう、警察、道路管理者との更なる連携・協力をお願いします。

また、地域住民等の協力を得るためにも、推進体制の構成及び基本的方針（通学路交通安全プログラム）の内容、合同点検によって抽出した対策必要箇所（対策箇所図及び対策一覧表）等について、適切に情報発信することが極めて重要であることから、これらの情報をホームページ等により公表するよう改めてお願いします。

各都道府県私立学校主管課、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課及び附属学校を置く国公立大学法人担当課におかれては、教育委員会と連携しつつ、管下の学校及び所轄の学校に対し、推進体制に積極的に参画し通学路の安全確保の取組を進めるよう働きかけをお願いします。

各学校におかれては、児童生徒に対して、自らの交通ルール遵守はもちろんのこと、周囲の状況に注意して通行する必要があることを指導するとともに、校区の危険箇所に

おける注意すべきポイントについて、保護者や地域ボランティア等が共通理解を図り、効果的な見守り活動が実施されるようにする等、一層の交通安全確保の取組を推進していただくようお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては域内の指定都市を除く市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学法人担当課におかれては所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対し、それぞれこの趣旨について周知くださるようお願いします。

【問合せ先】

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係
TEL：03-5253-4111(内線：2695)
E-mail：anzen@mext.go.jp

令和6年4月5日
文部科学省
国土交通省
警察庁

通学路における交通安全の確保に向けた取組状況について

令和3年6月に千葉県八街市で、下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5名が死傷する交通事故が発生したことを受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携して、全国の市町村立小学校の通学路について、教育委員会・学校、PTA、道路管理者、警察等による合同点検を実施し、関係機関が対策を進めているところですが、令和5年12月末時点の取組状況を以下のとおり取りまとめました。

○通学路における交通安全の確保に向けた取組状況(令和5年12月末時点)

		箇所数		割合
対策必要箇所（全体数）	7万2,568か所	対策済	6万6,203か所	91.2%
		暫定的な安全対策を含む	7万1,026か所	97.9%
教育委員会・学校による対策箇所	3万9,398か所	対策済	3万9,100か所	99.2%
		暫定的な安全対策を含む	3万9,280か所	99.7%
道路管理者による対策箇所	3万7,291か所	対策済	3万1,442か所	84.3%
		暫定的な安全対策を含む	3万5,902か所	96.3%
警察による対策箇所	1万6,358か所	対策済	1万6,233か所	99.2%
		暫定的な安全対策を含む	1万6,251か所	99.3%

- ※1 都道府県別の対策必要箇所数、対策済箇所は、別表のとおりである。
- ※2 1か所につき複数の機関が対策を実施する場合等があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所（全体数）と一致しない。
- ※3 対策必要箇所（全体数）、対策済には、教育委員会・学校、道路管理者、警察以外の実施機関が対策を実施する箇所数（1,484か所、うち対策済1,341か所）を含む。
- ※4 主な対策の例として、教育委員会・学校が実施する対策として安全教育の徹底やボランティア等による見守り活動、通学路の変更等、道路管理者が実施する対策として歩道の設置・拡充や防護柵等の整備、警察が実施する対策として信号機の設置や速度規制の実施等がある。
- ※5 「暫定的な安全対策」とは、当初想定された対策の完了までに一定の期間を要する箇所について、暫定的に講ずる対策のことをいう。
- ※6 令和6年能登半島地震の影響で集計が困難であった石川県、富山県及び新潟県を除く。

通学路における交通安全の確保に向けた取組状況（都道府県別内訳）

別表

（令和5年12月末時点）

都道府県名 ※1	対策必要箇所（全体数） ※2,3			対策必要箇所数 実施機関別 ※4					
				教育委員会・学校		道路管理者		警察	
					対策済		対策済		対策済
		対策済	対策済（暫定的な安全対策を含む） ※5,6						
北海道	1,845	1,762	1,835	1,634	1,632	490	410	299	298
青森県	691	625	673	533	533	268	209	129	123
岩手県	908	807	900	519	519	388	300	171	167
宮城県	1,600	1,471	1,548	1,315	1,299	536	448	357	349
秋田県	347	304	344	239	239	154	111	96	96
山形県	704	639	704	487	487	394	329	204	204
福島県	1,289	1,129	1,243	702	701	781	641	380	380
茨城県	1,860	1,678	1,762	739	739	785	646	523	516
栃木県	1,321	1,142	1,270	567	565	586	417	195	195
群馬県	1,039	998	1,026	424	424	595	554	418	418
埼玉県	4,581	4,039	4,321	2,216	2,182	2,969	2,487	855	833
千葉県	4,044	3,913	4,029	2,076	2,072	2,848	2,721	644	644
東京都	4,497	4,409	4,442	2,017	2,017	1,971	1,902	1,092	1,085
神奈川県	5,141	5,035	5,083	2,578	2,567	1,603	1,508	1,515	1,515
新潟県									
富山県									
石川県									
福井県	416	374	402	145	145	240	200	96	96
山梨県	1,254	1,111	1,210	612	565	707	600	238	238
長野県	2,340	2,009	2,278	1,367	1,367	1,448	1,117	266	266
岐阜県	1,537	1,383	1,531	665	661	1,048	900	158	157
静岡県	1,101	1,056	1,073	615	611	566	526	256	255
愛知県	4,054	3,939	3,989	1,472	1,461	1,823	1,746	1,190	1,165
三重県	1,537	1,508	1,524	973	973	708	679	448	448
滋賀県	773	656	744	435	430	445	334	56	56
京都府	1,287	1,178	1,262	666	655	748	648	405	405
大阪府	3,891	3,595	3,814	1,912	1,848	1,749	1,517	1,337	1,337
兵庫県	2,867	2,653	2,835	1,887	1,870	1,613	1,421	549	544
奈良県	1,334	1,254	1,283	678	671	849	777	308	306
和歌山県	787	683	759	578	578	397	293	145	145
鳥取県	456	358	451	109	109	275	178	114	112
島根県	1,156	963	1,120	420	420	735	542	167	167
岡山県	1,423	1,305	1,395	866	866	644	528	398	395
広島県	1,535	1,264	1,489	766	747	881	623	268	267
山口県	975	827	975	972	972	575	431	258	254
徳島県	701	665	687	439	439	304	269	215	214
香川県	1,475	1,374	1,475	1,019	1,019	642	541	355	355
愛媛県	911	832	893	378	378	427	354	304	304
高知県	554	426	521	263	256	379	258	115	115
福岡県	2,365	2,109	2,362	1,094	1,094	1,362	1,107	470	470
佐賀県	814	568	680	187	185	676	432	65	64
長崎県	868	719	868	661	660	567	419	106	101
熊本県	1,742	1,596	1,737	1,298	1,293	676	541	467	462
大分県	923	786	920	889	889	525	389	142	142
宮崎県	1,016	886	1,016	347	347	561	431	195	194
鹿児島県	1,397	1,151	1,382	917	917	848	607	158	154
沖縄県	1,212	1,024	1,171	722	698	505	351	231	222
合計	72,568	66,203	71,026	39,398	39,100	37,291	31,442	16,358	16,233

- ※1 都道府県別の対策必要箇所数、対策済箇所は、別表のとおりである。
- ※2 1か所につき複数の機関が対策を実施する場合等があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所（全体数）と一致しない。
- ※3 対策必要箇所（全体数）、対策済には、教育委員会・学校、道路管理者、警察以外の実施機関が対策を実施する箇所数（1,484か所、うち対策済1,341か所）を含む。
- ※4 主な対策の例として、教育委員会・学校が実施する対策として安全教育の徹底やボランティア等による見守り活動、通学路の変更等、道路管理者が実施する対策として歩道の設置・拡充や防護柵等の整備、警察が実施する対策として信号機の設置や速度規制の実施等がある。
- ※5 「暫定的な安全対策」とは、当初想定された対策の完了までに一定の期間を要する箇所について、暫定的に講ずる対策のことをいう。
- ※6 令和6年能登半島の影響で集計が困難であった地震石川県、富山県及び新潟県を除く。